熊谷市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関し、市、市民等及び事業者等の責務を明らかにするとともに、路上等における喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図ることにより、安全で快適な歩行空間及び清潔な地域環境を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　路上等　道路、公園その他の公共の場所（室内及びこれに準ずる環境にあるものを除く。）をいう。

(2)　市民等　市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(3)　事業者　市内で事業活動を行うすべての者をいう。

（市の責務）

第３条　市は、この条例の目的を達成するため、路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止についての施策を総合的に実施するものとする。

２　市は、市民等及び事業者に対し、路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止についての意識の啓発を図るよう努めなければならない。

（市民等及び事業者の責務）

第４条　市民等及び事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

２　たばこの製造、販売を行う者は、路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止について、消費者に対する意識の啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（関係行政機関の責務）

第５条　関係行政機関は、この条例の目的を達成するため、市が実施

する施策に協力するものとする。

（行事等を主催する者の責務）

第６条　路上等において行事等を主催する者は、路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（路上等の喫煙の制限）

第７条　市民等は、路上等であって、歩行者等の身体又は財産に対し、危険を及ぼすおそれのある場所においては、喫煙をしてはならない。

２　市民等は、路上等であって、前項の場所以外の場所においても、吸い殻の散乱の防止について必要な措置を講ずることなく、喫煙をしてはならない。

（路上等の喫煙禁止区域の指定等）

第８条　市長は、この条例の目的を達成するため、特に必要と認める区域を、規則で定めるところにより路上等の喫煙禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

２　前項の規定による指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる。

３　市民等は、禁止区域内の路上等においては、喫煙をしてはならない。ただし、路上等を管理する権限を有する者が指定した場所においては、この限りでない。

４　市長は、規則で定めるところにより、第１項の規定による指定を変更し、又は解除することができる。

５　第１項の規定による指定及び前項の規定による変更又は解除は、その区域を告示することにより行うものとする。

（指導）

第９条　市長は、前条第３項の規定に違反している者に対して、是正に必要な指導をすることができる。

（委任）

第１０条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成１８年１０月１日から施行する。